

- 平成30年4月から開始された新専門医制度の開始に伴い、専門医の取得とへき地勤務の両立が求められていることから「地域医療従事医師確保修学資金」の内容を次のとおり見直しはどうか。
- また、医師多数区域となる地域に勤務（山形大学医学部附属病院・県立中央病院等）しながら、へき地勤務の義務を消化できる仕組み（キャリア形成プログラムの運用）を構築する。（次回地域医療対策協議会で提示）

区分	貸与額	対象者	返還免除要件	見直し（案）
地域医療従事医師確保修学資金	200万円 （年額）	県内出身者 県外出身者【追加】	<ul style="list-style-type: none"> ① 医師免許を取得した後、直ちに山形県内の公的医療機関又は山形大学医学部附属病院で臨床研修を行うこと ② 臨床研修修了後、直ちに山形県内の公立病院等に勤務した場合において、臨床研修を含む在職期間が、貸与期間の1.5倍（7年に満たないときは7年）に達すること ③ 当該在職期間のうち、2分の1以上4年以上の期間は、人口5万人未満の市町村医師少数区域（医師少数スポット）にある公立病院等に在職すること 	<ul style="list-style-type: none"> ① 県外出身者を貸与対象に追加 ② へき地勤務の従事期間の見直し 「貸与期間の1.5倍の期間のうち、2分の1以上の期間」としているへき地勤務を（※従来6年間貸与をうけた場合、4年6か月） → 「4年以上の期間」に見直す ③ 従事先医療機関の見直し 「人口5万人未満の市町村の公立病院等」を → 「医師少数区域（医師少数スポット）にある公立病院等」に見直す
特定診療科医師確保修学資金	200万円 （年額）	県内出身者 県外出身者 大学卒業後、山形県内の公的医療機関の特定診療科（小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療）に勤務する意思を有していること	<ul style="list-style-type: none"> ① 医師免許を取得した後、直ちに山形県内の公的医療機関又は山形大学医学部附属病院で臨床研修を行うこと ② 臨床研修修了後、直ちに知事が定める山形県内の医療機関の特定診療科に勤務した場合において、臨床研修を含む在職期間が、貸与期間の1.5倍（7年に満たないときは7年）に達すること ※当該在職期間内に、山形大学医学部附属病院で専門研修を行うことも可能（3年間を限度） 	変更なし
山形大学医学部修学資金	200万円 （年額）	県外出身の山形大学医学部医学科在学者	<ul style="list-style-type: none"> ① 医師免許を取得した後、直ちに山形県内の公的医療機関又は山形大学医学部附属病院で臨床研修を行うこと ② 臨床研修修了後、直ちに山形県内の公立病院等に勤務した場合において、臨床研修を含む在職期間が、貸与期間の1.5倍（7年に満たないときは7年）に達すること ※当該在職期間内に、山形大学医学部附属病院で専門研修を行うことも可能（3年間を限度） 	令和2年度以降廃止 （※ 「地域医療従事医師確保修学資金」において、県外出身者も対象としたため。）